

玄海原子力発電所 4号炉高燃焼度燃料の使用に伴う  
原子炉設置変更許可申請書添付書類五及び十一について  
(玄海原子力発電所保安規定変更認可申請「組織改正」との関連)

1. はじめに

「原子燃料部門」は、玄海原子力発電所保安規定変更認可申請「組織改正」と同様に、保安に関する組織として位置付けており、先に保安規定の申請内容が認可された場合、本設置変更許可申請書の組織に関する記載について、補正を実施する必要があると考えている。

そのため、本設置変更許可申請の添付書類五及び添付書類十一と上記保安規定の申請内容との関連（補正内容）について以下のとおり整理した。なお、保安規定変更認可後の適切なタイミングで本設置変更許可申請書の補正を実施予定である。

2. 添付書類五（変更に係る発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書）との関連について

「1.組織」の第 5.1 図に示す原子力関係組織を組織改正後の組織に変更する。

3. 添付書類十一（変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書）との関連について

原子燃料部門は、本申請に係る業務において、高燃焼度燃料調達に伴う供給者の選定を実施するため、「3.5.2 供給者の選定」に原子燃料部門を追記する。

4. 参考資料

- ・別紙 1：添付書類五より抜粋（p.5-1、5-15）
- ・別紙 2：添付書類十一より抜粋（p.11-11）

以上

## 別添 2

## 添 付 書 類 五

変更に係る発電用原子炉施設の設置及び運転に関する  
技術的能力に関する説明書

本変更に係る発電用原子炉施設の設計及び工事、並びに運転及び保守（以下「設計及び運転等」という。）のための組織、技術者の確保、経験、品質保証活動、教育・訓練及び有資格者等の選任・配置については次のとおりである。

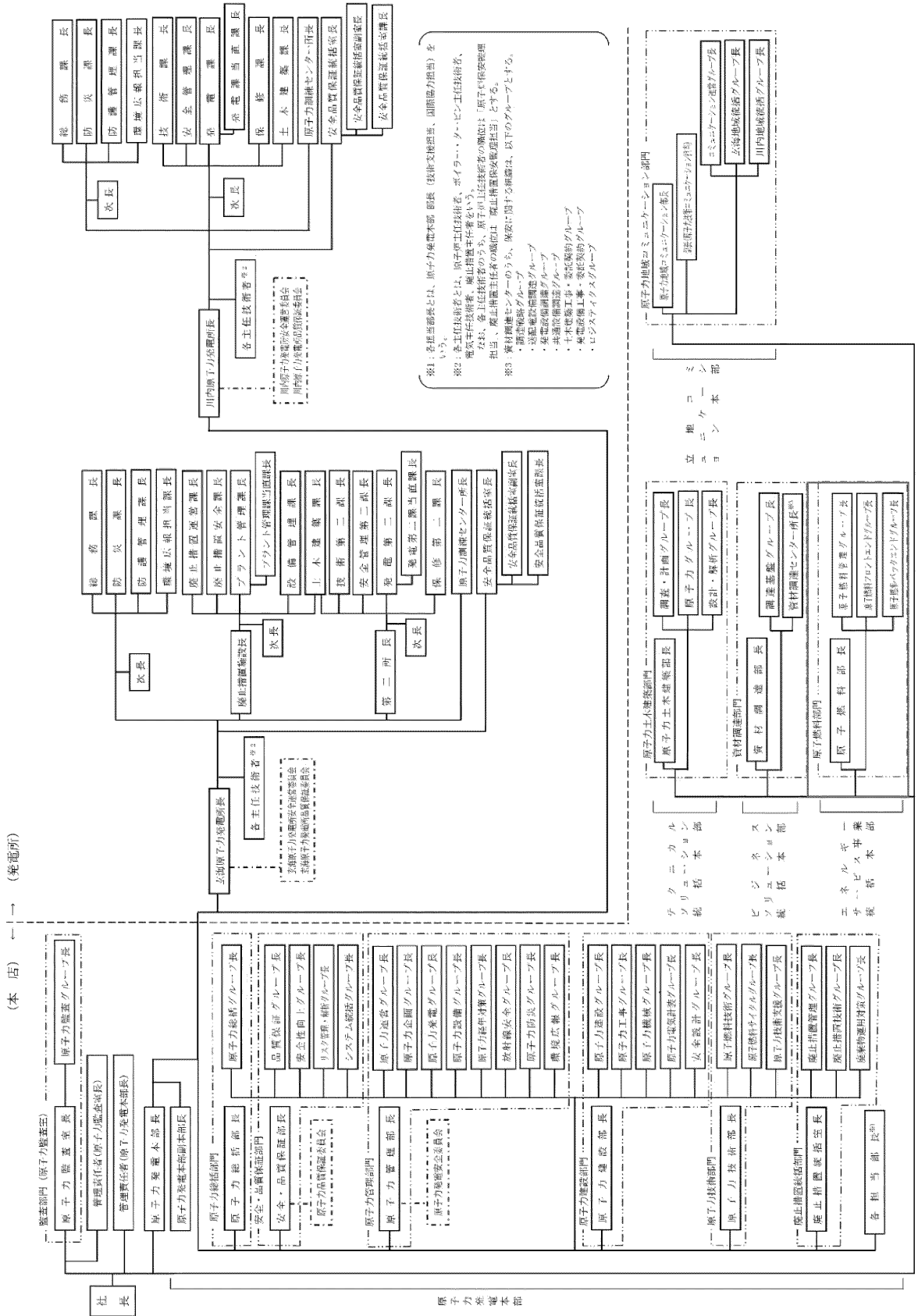
## 1. 組 織

本変更に係る設計及び運転等は第 5.1 図に示す既存の原子力関係組織にて実施する。

これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第 43 条の 3 の 24 第 1 項の規定に基づく玄海原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担のもとで玄海原子力発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に実施する。

本変更に係る設計及び工事の業務については、設計方針を原子力発電本部の原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、安全・品質保証部門及びテクニカルソリューション統括本部の原子力土木建築部門にて定め、本設計方針に基づく、現地における具体的な設計及び工事の業務は、玄海原子力発電所において実施する。

(令和4年8月1日現在)



注1: 各担当課長とは、原子力発電本部 副長（技術支援課長、国際協力担当）をいう。

注2: 各主任技師名とは、原子炉主任技師名、ボイラー・タービン主任技師名、電気主任技師名、廃止措置主任者名をいう。電気主任技師名は「原子炉保安管理員名」を、各主任技師名は「原子炉主任技師名」のうち、原子炉主任技師名が安全管理担当者、廃止措置主任者の職即ち、廃止措置担当とする。

注3: 廃止措置センターのうち、保安に関する組織は、以下のグループとする。

- ・燃料搬送センター
- ・廃止措置設備管理グループ
- ・核燃料貯蔵管理グループ
- ・土木建築グループ
- ・安全管理グループ
- ・安全管理作業・委託契約グループ
- ・ボイラースタッフグループ

第 5.1 図 原子力関係組織

### 3.5 設計並びにその後の工事等の活動における調達管理の方法

原子力部門は、設置許可に係る設計並びにその後の工事等の活動に係る業務を調達する場合は、品質マネジメントシステム計画に基づく調達管理を以下のとおり実施する。

#### 3.5.1 供給者の技術的評価

供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として供給者の技術的評価を実施する。

#### 3.5.2 供給者の選定

設置許可に係る設計並びにその後の工事等の活動に係る業務に必要な調達を行う場合、原子力安全に対する影響や供給者の実績等を考慮し、業務の重要度に応じたグレードに従い調達要求事項を明確にし、資材調達部門へ供給者の選定を依頼する。

資材調達部門は、「3.5.1 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者の中から供給者を選定する。

#### 3.5.3 調達製品の調達管理

調達の実施に際し、原子力安全に及ぼす影響に応じたグレード分けを適用し、以下の管理を実施する。

##### (1) 調達仕様書の作成

業務の内容に応じ、品質マネジメントシステム計画に基づく調達要求事項を含めた調達仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。

##### (2) 調達製品の管理

調達仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納